花見川区北部地域バス路線三者協議会設置要綱（案）

今回追加する箇所：下線表示
今回削除する箇所：~~二重取り消し線~~表示

（目的）
第１条　協議会は、花見川区北部地域の乗合バス~~路線~~等について、「地元住民とともに工夫を凝らした新たなバスづくり」を基本とした運行計画策定のため、地元・市・バス事業者の三者で検討・協議することを目的とする。

（協議事項）
第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。
(1)　花見川区北部循環線地域の乗合バス路線（はなまわる号）の~~新たな~~運行計画に関すること。
(2)　新たな運行に伴う利用促進に係る方策に関すること。
(3)　その他、必要な事項。

（構成）
第３条　協議会は、別表１に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）
第４条　協議会に、会長及び副会長を置く。
２　会長は、地元委員のうちから委員の互選により選出された者をもって充てる。
３　会長は、協議会を総括する。
４　副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）
第５条　協議会は、会長が招集する。
２　協議会は、会長が議長となり、会議の進行と運営の円滑化を図る。
（事務局）
第６条　協議会の事務局は、千葉市都市局都市部交通政策課に置く。

（補則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に会長が協議会に

諮って定める。

附則

この要綱は、平成１６年１０月２１日から施行する。
この要綱は、平成１７年　８月１７日から施行する。
この要綱は、平成１８年　７月２４日から施行する。
この要綱は、平成１９年　６月　１日から施行する。
この要綱は、平成２０年　６月２５日から施行する。
この要綱は、平成２２年１２月２２日から施行する。
この要綱は、平成２８年　１月２８日から施行する。
この要綱は、平成２９年１１月１４日から施行する。
この要綱は、令和　３年　　月　　日から施行する。

別表１

花見川区北部地域バス路線三者協議会委員

地区	所　属　等
第 10 地区	第 10 地区連協会長
	下横戸第三自治会長
	こてはし台自治会長
	横戸台自治会長
第 22 地区	第 22 地区連協会長
	柏井新田町内会長
	新鷹の台第一自治会長
	鷹の台自治会長
	千代の台自治会長
第 42 地区	第 42 地区連協会長
	千種町自治会長
	三角町自治会長
	千種台ハイツ自治会長
	犢橋町草原自治会長
	京成バス株式会社
	花見川区地域振興課地域づくり支援室長
	都市部交通政策課長